

社会福祉法人庄内厚生館 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- イ 児童養護施設の経営
- ロ 障害児入所施設の経営
- ハ 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- イ 保育所の経営
- ロ 放課後児童健全育成事業の経営
- ハ 障害福祉サービス事業の経営
- ニ 老人デイサービスセンターの経営
- ホ 相談支援事業の経営
- ヘ 障害児相談支援事業の経営
- ト 障害児通所支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人庄内厚生館という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大分県由布市庄内町西長宝1433番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が40万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第10条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第11条 評議員会は、定時評議員会として、毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（召集）

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事長となる。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。

4 常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第24条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(召集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 大分県由布市庄内町西長宝字臼杵原 1859 番地 6、1859 番地 13 所在の鉄筋コンクリート造スレートぶき2階建 生活ホーム 1 棟 (319.39 平方メートル)

(2) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1426 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造スレート葺2階建 木埋学園 居住棟(園舎) 1 棟 (581.50 平方メートル)

(3) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1426 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造スレート葺2階建 木埋学園・久保更生園 管理棟 1 棟 (647.40 平方メートル)

(4) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1433 番地 1、1435 番地 1 所在の

イ 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建 木埋学園 児童棟(園舎) 1 棟 (395.36 平方メートル)

ロ 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 木埋学園 ボイラー室 1 棟 (9.00 平方メートル)

ハ 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 緑の家 車庫 1 棟 (68.11 平方メートル)

(5) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1426 番地 1、1421 番地、1425 番地、1426 番地 2、1433 番地 1 所在の

イ 鉄筋コンクリート造スレート葺2階建 久保更生園 園舎 1 棟 (1072.62 平方メートル)

- ロ 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 久保更生園 浴室 1棟 (63.58 平方メートル)
- ハ 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 久保更生園 機械室 1棟 (65.00 平方メートル)
- ニ 鉄筋コンクリート造スレート葺平家建 久保更生園 洗濯室 1棟 (36.00 平方メートル)
- (6) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1445 番地所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき3階建 緑の家 園舎 1棟 (1085.93 平方メートル)
- (7) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1445 番地所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根3階建 緑の家 園舎 1棟 (693.03 平方メートル)
- (8) 大分県由布市庄内町東長宝字原 132 番地 1、132 番地 12 所在の希望の家 日中活動事業所 1棟 (468.00 平方メートル)
- (9) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1417 番地、1406 番地所在の
 - イ 鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建 希望の家 作業所 1棟 (158.00 平方メートル)
 - ロ 木造スレート葺2階建 希望の家 作業所 1棟 (64.00 平方メートル)
 - ハ 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 倉庫 1棟 (45.15 平方メートル)
- (10) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1437 番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 希望の家 作業所 1棟 (224.80 平方メートル)
- (11) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1445 番地所在の
 - イ 鉄骨造鋼板葺・陸屋根平家建 緑の家 作業棟 1棟 (156.19 平方メートル)
- (12) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1415 番地所在の
 - イ 鉄骨造スレート葺平家建 緑の家 倉庫 1棟 (138.00 平方メートル)
 - ロ 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 緑の家 作業所 1棟 (98.20 平方メートル)
- (13) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1418 番地所在の
 - イ 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 第2みどり荘 1棟 (76.52 平方メートル)
 - ロ 鉄骨造鋼板葺平家建 地域交流ホーム 1棟 (511.08 平方メートル)
- (14) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1430 番地 1 所在の
 - イ 軽量鉄骨造鋼板葺2階建 木埋学園 作業訓練棟 1棟 (97.18 平方メートル)
 - ロ 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 木埋学園・久保更生園 車庫 1棟 (97.20 平方メートル)
- (15) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1423 番地、1425 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき高床式2階建 総合支援ホール 障害児入所施設 1棟 (535.79 平方メートル)
- (16) 大分県由布市庄内町西長宝字周谷 806 番地 2 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 グループホームみどり荘 1棟 (102.88 平方メートル)

- (17) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 596 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 あなみ保育園 園舎 1 棟 (699.89 平方メートル)
- (18) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 598 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 あなみ保育園 倉庫・便所 1 棟 (34.38 平方メートル)
- (19) 大分県由布市庄内町西長宝字古原 1352 番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 グループホームあじさい 1 棟 (189.22 平方メートル)
- (20) 大分県由布市庄内町西長宝字古原 1351 番地、1352 番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 グループホーム第 2 あじさい 1 棟 (167.27 平方メートル)
- (21) 大分県由布市庄内町西長宝字深ケ 1852 番地 7、1852 番地 8、1852 番地 7 先所在の鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建 グループホームこすもす 1 棟 (204.47 平方メートル)
- (22) 大分県由布市庄内町西長宝字臼杵原 1859 番地 12、1859 番地 4 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 グループホームさくら 1 棟 (102.88 平方メートル)
- (23) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 613 番地 1、596 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建デイサービスセンター長宝 1 棟 (816.13 平方メートル)
- (24) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 599 番地 1 所在の
イ 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 山家学園 1 棟 (274.10 平方メートル)
ロ 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 山家学園 1 棟 (134.04 平方メートル)
- (25) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 601 番地所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 山家学園 1 棟 (657.66 平方メートル)
- (26) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 610 番地、608 番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 山家学園 1 棟 (274.10 平方メートル)
- (27) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1433 番 1 所在の木埋学園 敷地 1 筆 (1511.34 平方メートル)
- (28) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1434 番所在の木埋学園 敷地 1 筆 (91.56 平方メートル)
- (29) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1435 番 1 所在の木埋学園 敷地 1 筆 (2274.29 平方メートル)
- (30) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1436 番所在の木埋学園 敷地 1 筆 (263.35 平方メートル)
- (31) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1437 番所在の木埋学園 敷地 1 筆 (532.31 平方メートル)
- (32) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1414 番所在の緑の家 敷地 1 筆 (37.91 平方メートル)
- (33) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1415 番所在の緑の家 敷地 1 筆 (4216.02 平方メートル)

- (34) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1418 番所在の緑の家 敷地 1 筆 (2813.00 平方メートル)
- (35) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1422 番所在の緑の家 敷地 1 筆 (323.46 平方メートル)
- (36) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1423 番所在の緑の家 敷地 1 筆 (599.20 平方メートル)
- (37) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1424 番所在の緑の家 敷地 1 筆 (87.11 平方メートル)
- (38) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1438 番所在の緑の家 敷地 1 筆 (107.66 平方メートル)
- (39) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1439 番所在の緑の家 敷地 1 筆 (104.68 平方メートル)
- (40) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1440 番所在の緑の家 敷地 1 筆 (113.47 平方メートル)
- (41) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1444 番所在の緑の家 敷地 1 筆 (193.20 平方メートル)
- (42) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1445 番所在の緑の家 敷地 1 筆 (3918.91 平方メートル)
- (43) 大分県由布市庄内町東長宝字原 86 番 5 所在の希望の家 敷地 1 筆 (87.36 平方メートル)
- (44) 大分県由布市庄内町東長宝字原 87 番地 1 所在の希望の家 敷地 1 筆 (1333.00 平方メートル)
- (45) 大分県由布市庄内町東長宝字原 90 番所在の希望の家 敷地 1 筆 (14.00 平方メートル)
- (46) 大分県由布市庄内町東長宝字原 97 番 11 所在の希望の家 敷地 1 筆 (306.27 平方メートル)
- (47) 大分県由布市庄内町東長宝字原 97 番 12 所在の希望の家 敷地 1 筆 (855.00 平方メートル)
- (48) 大分県由布市庄内町東長宝字原 132 番 1 所在の希望の家 敷地 1 筆 (1146.83 平方メートル)
- (49) 大分県由布市庄内町東長宝字原 132 番 12 所在の希望の家 敷地 1 筆 (330.17 平方メートル)
- (50) 大分県由布市庄内町東長宝字原 133 番 1 所在の希望の家 敷地 1 筆 (159.89 平方メートル)
- (51) 大分県由布市庄内町東長宝字原 134 番 1 所在の希望の家 敷地 1 筆 (91.01 平方メートル)

- (52) 大分県由布市庄内町東長宝字原 134 番 2 所在の希望の家 敷地 1 筆 (13.35 平方メートル)
- (53) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1419 番地所在の久保更生園 敷地 1 筆 (1224.00 平方メートル)
- (54) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1421 番所在の久保更生園 敷地 1 筆 (499.66 平方メートル)
- (55) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1425 番所在の久保更生園 敷地 1 筆 (478.20 平方メートル)
- (56) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1426 番 1 所在の久保更生園 敷地 1 筆 (1610.69 平方メートル)
- (57) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1426 番 2 所在の久保更生園 敷地 1 筆 (1710.82 平方メートル)
- (58) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1430 番 1 所在の久保更生園 敷地 1 筆 (1306.17 平方メートル)
- (59) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1428 番 2 所在の山林 1 筆 (188.00 平方メートル)
- (60) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1416 番所在の山林 1 筆 (1820.00 平方メートル)
- (61) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1412 番所在の山林 1 筆 (309.00 平方メートル)
- (62) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1417 番所在の山林 1 筆 (1055.00 平方メートル)
- (63) 大分県由布市庄内町東長宝字イノ原 1495 番所在の山林 1 筆 (681.00 平方メートル)
- (64) 大分県由布市庄内町東長宝字イノ原 1505 番所在の山林 1 筆 (1875.00 平方メートル)
- (65) 大分県由布市庄内町東長宝字イノ原 1511 番 42 所在の原野 1 筆 (1342.00 平方メートル)
- (66) 大分県由布市挾間町時松字地藏迫 711 番 9 所在の農地 1 筆 (1603.00 平方メートル)
- (67) 大分県由布市挾間町時松字地藏迫 711 番 10 所在の農地 1 筆 (1519.00 平方メートル)
- (68) 大分県由布市挾間町時松字地藏迫 711 番 14 所在の農地 1 筆 (1528.00 平方メートル)
- (69) 大分県由布市挾間町時松字地藏迫 711 番 15 所在の農地 1 筆 (1959.00 平方メートル)

- (70) 大分県由布市挾間町時松字地藏迫 711 番 16 所在の農地 1 筆 (2748.00 平方メートル)
- (71) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1406 番所在の山林 1 筆 (2135.00 平方メートル)
- (72) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1409 番所在の山林 1 筆 (1256.00 平方メートル)
- (73) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1410 番所在の山林 1 筆 (533.00 平方メートル)
- (74) 大分県由布市庄内町西長宝字古原 1351 番所在のグループホームあじさい敷地 1 筆 (383.00 平方メートル)
- (75) 大分県由布市庄内町西長宝字古原 1352 番所在のグループホームあじさい敷地 1 筆 (3005.00 平方メートル)
- (76) 大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1411 番所在の山林 1 筆 (2246.00 平方メートル)
- (77) 大分県由布市庄内町西長宝字臼杵原 1859 番 4 所在の生活ホーム 敷地 1 筆 (125.56 平方メートル)
- (78) 大分県由布市庄内町西長宝字臼杵原 1859 番 12 所在の生活ホーム 敷地 1 筆 (350.89 平方メートル)
- (79) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 596 番 1 所在のあなみ保育園 敷地 1 筆 (1684.26 平方メートル)
- (80) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 613 番 1 所在のデイサービスセンター長宝 敷地 1 筆 (1880.42 平方メートル)
- (81) 大分県由布市庄内町西長宝字周谷 806 番 2 所在のグループホームみどり荘 敷地 1 筆 (981.00 平方メートル)
- (82) 大分県由布市庄内町西長宝字深ケ 1852 番 7 所在のグループホームこすもす 敷地 1 筆 (113.46 平方メートル)
- (83) 大分県由布市庄内町西長宝字深ケ 1852 番 8 所在のグループホームこすもす 敷地 1 筆 (15.14 平方メートル)
- (84) 大分県由布市庄内町大龍字原浦所在の農地 3 筆
2232 番 2 (41.00 平方メートル)、2233 番 1 (1172.00 平方メートル)、2234 番 (3978.00 平方メートル)
- (85) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 597 番地 1 所在のあなみ保育園 敷地 1 筆 (601.00 平方メートル)
- (86) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 598 番地 1 所在のあなみ保育園 敷地 1 筆 (1497.00 平方メートル)
- (87) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 599 番 1 所在の山家学園 敷地 1 筆

(1177.32 平方メートル)

- (88) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 601 番所在の山家学園 敷地 1 筆
(1876.00 平方メートル)
 - (89) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 604 番所在の農地 1 筆 (968.00 平方メートル)
 - (90) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 605 番所在の農地 1 筆 (1344.00 平方メートル)
 - (91) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 606 番所在の農地 1 筆 (1463.00 平方メートル)
 - (92) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 607 番所在の農地 1 筆 (864.00 平方メートル)
 - (93) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 608 番所在の山家学園 敷地 1 筆
(1216.00 平方メートル)
 - (94) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 610 番所在の山家学園 敷地 1 筆
(691.00 平方メートル)
 - (95) 大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 629 番所在の農地 1 筆 (709.00 平方メートル)
 - (96) 大分県大分市大字玉沢字深町 961 番 3 所在の農地 1 筆 (506.00 平方メートル)
 - (97) 大分県大分市大字玉沢字深町 968 番 8 所在の農地 1 筆 (318.00 平方メートル)
 - (98) 大分県大分市大字玉沢字深町 961 番 1 所在の敷地 1 筆 (3762.84 平方メートル)
 - (99) 大分県大分市大字玉沢字深町 961 番 2 所在の公衆用道路 1 筆 (66.00 平方メートル)
 - (100) 大分県大分市大字玉沢字深町 961 番 4 所在の公衆用道路 1 筆 (560.00 平方メートル)
 - (101) 大分県大分市大字玉沢字深町 961 番 5 所在の公衆用道路 1 筆 (47.00 平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、由布市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、由布市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域支援事業
 - (2) 有料老人ホームの経営
 - (3) 生活支援宿泊所の運営
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団

法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、由布市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を由布市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人庄内厚生館の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 大分県大分郡庄内町大字西長宝845番地の1

伊 藤 慈 海

理 事 大分県大分郡庄内町大字西長宝1番地

小 野 喜三郎

理 事 大分県大分郡庄内町大字東長宝463番地

大 津 一 平

理 事 大分県大分郡庄内町大字西長宝797番地の1

小 野 隆九郎

設立認可年月日 昭和28年3月27日

附 則

この定款は、昭和28年3月27日より施行する。

附 則

この定款は、昭和40年8月17日より施行する。

附 則

この定款は、昭和45年5月4日より施行する。

附 則

この定款は、昭和52年10月4日より施行する。

附 則

この定款は、昭和55年3月31日より施行する。

附 則

この定款は、昭和60年8月14日より施行する。

附 則

この定款は、昭和60年8月23日より施行する。

附 則

この定款は、昭和61年1月25日より施行する。

附 則

この定款は、昭和62年10月15日より施行する。

附 則

この定款は、昭和63年9月2日より施行する。

附 則

この定款は、平成2年1月31日より施行する。

附 則

この定款は、平成2年6月30日より施行する。

附 則

この定款は、平成3年10月2日より施行する。

附 則

この定款は、平成7年4月19日より施行する。

附 則

この定款は、平成9年4月14日より施行する。

附 則

この定款は、平成10年2月5日より施行する。

附 則

この定款は、平成10年3月25日より施行する。

附 則

この定款は、平成12年2月23日より施行する。

附 則

この定款は、平成12年5月2日より施行する。

附 則

この定款は、平成13年4月20日より施行する。

附 則

この定款は、平成15年10月31日より施行する。

附 則

この定款は、平成16年6月18日より施行する。

附 則

この定款は、平成17年3月29日より施行する。

附 則

この定款は、平成17年8月12日より施行する。

附 則

この定款は、平成18年1月5日より施行する。

附 則

この定款は、平成18年8月7日より施行する。

附 則

この定款は、平成18年12月4日より施行する。

附 則

この定款は、平成19年1月29日より施行する。

附 則

この定款は、平成19年7月12日より施行する。

附 則

この定款は、平成20年1月17日より施行する。

附 則

この定款は、平成20年8月27日より施行する。

附 則

この定款は、平成21年5月26日より施行する。

附 則

この定款は、平成22年8月30日より施行する。

附 則

この定款は、平成23年5月23日より施行する。

附 則

この定款は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この定款は、平成24年10月19日より施行する。

附 則

この定款は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この定款は、平成25年4月26日より施行する。

附 則

この定款は、平成25年7月26日より施行する。

附 則

この定款は、平成26年3月20日より施行する。

附 則

この定款は、平成26年12月19日より施行する。

附 則

この定款は、平成27年1月21日より施行する。

附 則

この定款は、平成27年7月17日より施行する。

附 則

この定款は、平成27年10月1日より施行する。

附 則

この定款は、平成28年1月4日より施行する。

附 則

この定款は、平成28年6月21日より施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この定款は、平成29年6月9日より施行する。

附 則

この定款は、平成30年1月4日より施行する。

附 則

この定款は、平成31年1月10日より施行する。

附 則

この定款は、令和元年5月8日より施行する。

附 則

この定款は、令和2年4月6日より施行する。

附 則

この定款は、令和2年6月25日より施行する。

附 則

この定款は、令和2年12月28日より施行する。

附 則

この定款は、令和3年6月28日より施行する。

附 則

この定款は、令和3年12月10日より施行する。

附 則

この定款は、令和4年4月11日より施行する。

附 則

この定款は、令和4年7月14日より施行する。

附 則

この定款は、令和5年12月18日より施行する。

附 則

この定款は、令和6年5月2日より施行する。

附 則

この定款は、令和6年12月27日より施行する。

附 則

この定款は、令和7年5月15日より施行する。

附 則

この定款は、令和7年7月9日より施行する。

附 則

この定款は、令和7年8月26日より施行する。

